

学校給食運営基金の設置について

健康給食推進室

1 基金の設置目的

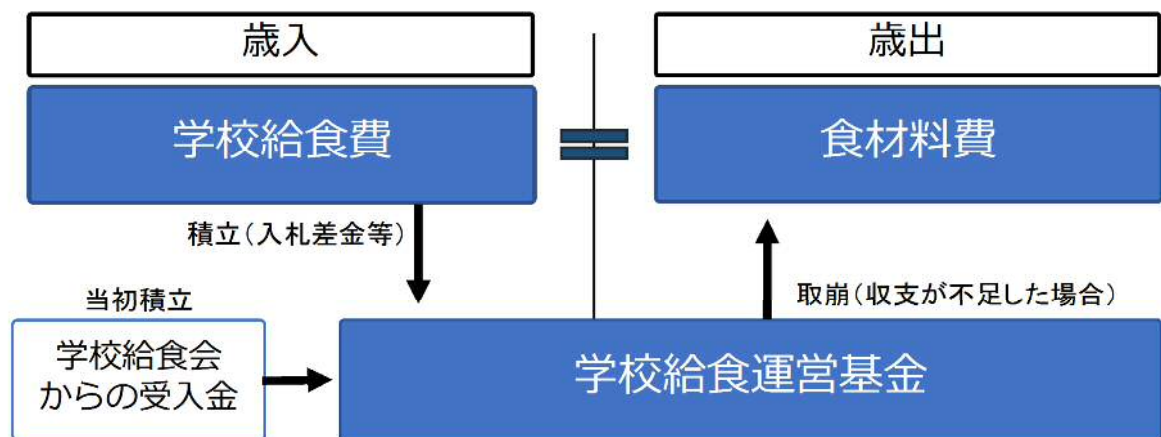
川崎市が実施する学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てるため、基金を設置する。

2 基金の概要

川崎市の学校給食に係る経費については、学校給食法等に基づき、食材料費を学校給食費として保護者等の負担としている。

食材料の調達にあたっては、天候不順の影響による一時的な食材料費の高騰等により、学校給食費に不足が生じる可能性がある。このような状況においても必要な食材料を確実に調達し、学校給食の安定的な運営に資するために、基金を活用する。

基金は令和3年度からの学校給食費の公会計化に併せて設置し、初年度はこれまで公益財団法人川崎市学校給食会が管理してきた過年度の学校給食費を積み立てる。その後は食材料の契約事務手続によって入札差金等が生じた場合は基金へ積み立てを行い、食材料費の高騰等により学校給食費に不足が生じた場合には基金を取り崩し、食材料費に充当する。



3 処分基準

- (1) 一時的な価格高騰により、食材料費が学校給食費で賄えなくなった場合
- (2) 災害や感染症等により、学校給食の全部又は一部を停止した際に使用する予定であった食材料費に充てる場合
- (3) 学校給食費納入の遅延等による、食材料費の一時的な不足を賄う場合
- (4) 上記(1)～(3)によるもののほか、これらに類する事由により、食材料費に不足が生じた場合

4 基金積立見込額（令和3年度）

約2億400万円（公益財団法人川崎市学校給食会から過年度の学校給食費を受け入れる予定）

5 施行日

令和3年4月1日